

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 公 告	所管課（室）名
・ 県営土地改良事業変更計画の決定	農 村 整 備 課
・ 土地改良区の役員の就退任	〃
・ 土地改良区の定款変更の認可（2件）	〃
・ 測量の終了（6件）	建 設 企 画 課
◎ 公安委員会告示	
・ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	交 通 企 画 課
・ 地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	〃
◎ 労働委員会告示	
・ あっせん員候補者の公示	労働委員会事務局
◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告	
・ 定期監査結果に基づく措置の公表	有明海自動車航送船組合

公 告

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、有喜南部地区県営農業競争力強化農地整備事業（耕作放棄地型）（区画整理工、農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年4月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農業競争力強化農地整備事業（耕作放棄地型）事業計画変更計画書
（区画整理工、農業用排水施設工）
- 2 縦覧期間
令和5年4月14日から令和5年5月4日まで
- 3 縦覧場所
平 日：諫早市役所 農林水産部 農地保全課
土日祝日：諫早市役所 本館1階 管理室

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、飯盛土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年4月14日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
栄 田 孝	諫早市飯盛町上原500番地 1	栄 田 孝	諫早市飯盛町上原500番地 1
野 中 敏 文	諫早市飯盛町野中117番地	後 田 正 寿	諫早市飯盛町後田19番地51
後 田 三 郎	諫早市飯盛町開1716番地	野 中 敏 文	諫早市飯盛町野中117番地
中 尾 玲	諫早市飯盛町後田2858番地	後 田 三 郎	諫早市飯盛町開1716番地
山 口 庄一郎	諫早市飯盛町山口872番地	山 口 勇 満	諫早市飯盛町山口726番地
下 釜 和 英	諫早市飯盛町山口701番地	山 口 信 治	諫早市飯盛町山口847番地
山 口 津与志	諫早市飯盛町山口548番地 1	山 口 庄一郎	諫早市飯盛町山口872番地
松 野 成 敏	諫早市飯盛町中山949番地	中 山 一 己	諫早市飯盛町中山1044番地
中 山 秀 喜	諫早市飯盛町中山38番 2	後 田 勝	諫早市飯盛町中山28番地 2
石 原 隆 文	諫早市飯盛町中山642番地	石 原 隆 文	諫早市飯盛町中山642番地
園 賀 一	諫早市飯盛町中山529番地 1	園 賀 一	諫早市飯盛町中山529番地 1
栄 田 俊 幸	諫早市飯盛町上原350番地 1	栄 田 俊 幸	諫早市飯盛町上原350番地 1
上 原 量	諫早市飯盛町上原515番地 5	古 野 光 則	諫早市飯盛町上原330番地
佐 藤 真太郎	諫早市小ヶ倉町1373番地	酒 井 隆 敏	諫早市小ヶ倉町457番地21
田 中 武 夫	諫早市飯盛町後田2939番地	後 田 光 徳	諫早市飯盛町後田1645番地 2
朝 倉 陽 平	諫早市飯盛町後田948番地 2	森 田 正 男	諫早市飯盛町後田1061番地
後 田 智 徳	長崎市戸石町1304番地 2 エスポワール REI B棟201	田 中 武 夫	諫早市飯盛町後田2939番地
島 本 将 太	諫早市飯盛町後田18番地	中 尾 玲	諫早市飯盛町後田2858番地
山 田 房 好	諫早市早見町1415番地 3	中 村 初 治	諫早市早見町562番地
東 昭 一	諫早市早見町644番地	下 村 輝 和	諫早市早見町672番地 2
宮 崎 和 久	諫早市早見町724番地	松 井 初 男	諫早市天神町363番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
中 本 正 広	諫早市飯盛町野中196番地	古 野 則 光	諫早市飯盛町上原308番地
中 山 英 也	諫早市飯盛町中山1013番地	中 本 正 広	諫早市飯盛町野中196番地
古 野 孝 光	諫早市飯盛町後田1245番地 4	佐 藤 美智郎	諫早市飯盛町久保311番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和5年3月9日総代会議決）を認可した。

令和5年4月14日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 飯盛開土地改良区
認可年月日 令和5年4月5日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和5年3月16日総代会議決）を認可した。

令和5年4月14日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 有喜土地改良区
認可年月日 令和5年4月5日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、西海市長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県西海市大瀬戸町	令和5年3月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
雲仙市南串山町、南島原市加津佐町	令和5年3月24日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、白崎土地改良区理事長から公共測量（白崎地区確定測量業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西彼町 白崎地区	令和5年3月22日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長与町長から公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西彼杵郡 長与町	令和5年3月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐々町長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐々町内の一部 （江里免、八口免、志方免、口石免他）	令和5年2月28日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、大村市長から公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
大村市全域	令和5年3月31日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第20号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年4月14日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

委嘱した者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域

田 中 忠 彦	大村警察署 (0957) 54-0110	大村警察署の管轄区域
山 川 義 弘	同 上	同 上

長崎県公安委員会告示第21号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年4月14日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

辞職を承認された者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
金 子 政 光	長崎警察署 (095) 822-0110	長崎警察署の管轄区域
竹 下 明 男	佐世保警察署 (0956) 23-0110	佐世保警察署の管轄区域
井 手 幸 子	同 上	同 上

労働委員会告示**長崎県労働委員会告示第1号**

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和5年4月14日

長崎県労働委員会
会長 國弘 達夫

○長崎県労働委員会あっせん員候補者

氏 名	委嘱年月日	現 職	前 職
國 弘 達 夫	H7.5.8	弁護士 長崎県労働委員会会長	
福 澤 勝 彦	H11.11.5	長崎大学経済学部教授 長崎県労働委員会会長代理	
堀 江 憲 二	H15.11.5	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
山 下 肇	H23.11.7	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
矢 野 生 子	H27.11.5	長崎県立大学経営学部教授 長崎県労働委員会公益委員	
宮 崎 辰 弥	H29.11.6	日本労働組合総連合会長崎県連合会オルガナイザー 長崎県労働委員会労働者委員	

高 藤 義 弘	R 1. 11. 5	日本労働組合総連合会長崎県連合会会長 長崎県労働委員会労働者委員	
松 田 圭 治	R 1. 11. 5	全日本自治団体労働組合長崎県本部特別執行委員 長崎県労働委員会労働者委員	
本 田 恵美子	R 1. 11. 5	全日本自治団体労働組合長崎県本部特別執行委員 長崎県労働委員会労働者委員	
塩 田 淑 文	R 3. 11. 5	三菱重工グループ労働組合連合会長崎地区本部執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
船 橋 佐知子	H21. 11. 5	九州教具（株）代表取締役副社長 長崎県労働委員会使用者委員	
川 口 勇一郎	H23. 11. 7	キングタクシー（株）代表取締役社長 長崎県労働委員会使用者委員	
永 江 圭 爾	H25. 11. 5	（株）昭和堂常務取締役 長崎県労働委員会使用者委員	
岩 根 信 弘	H27. 11. 5	長崎県経営者協会顧問 長崎県労働委員会使用者委員	
小 野 裕 子	R 3. 11. 5	（株）日本冷熱監査役 長崎県労働委員会使用者委員	
田 中 紀久美	R 5. 4. 5	長崎県労働委員会事務局長	
西 平 能 成	R 5. 4. 5	長崎県労働委員会事務局調整審査課長	

有明海自動車航送船組合監査委員公告

定期監査結果に基づく措置の公表

令和4年9月14日付4有航監第8号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月14日

有明海自動車航送船組合
監査委員 藤井 一恵
同 下田 芳之

5 有 航 第 6 4 号
令和5年3月24日

有明海自動車航送船組合

監査委員 藤井 一恵 様
監査委員 下田 芳之 様

有明海自動車航送船組合

管 理 者 栗 林 堅 一 郎 印

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年9月14日付4有航監第8号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 監査意見について

(1) 監査意見

ア 誘客の推進について

今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが見込まれる中、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図るウィズコロナ・ポストコロナの社会の実現を見据え、引き続き関係団体や旅行業者と連携し、新しい生活様式に沿った利用者のニーズを的確に捉えたサービスの提供を図るなど、さらなる誘客推進に努められたい。

イ 管理部門の人材育成について

当組合においては、中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、若手職員を中心に外部研修受講の機会の増大や、体系的な研修計画の策定などを行っているが、今後とも継続的な人材育成に努められたい。

ウ 将来に向けた経営のあり方等について

当組合においては、平成29年度に、安全運航を基本とし、低運賃の維持と3隻保有による運航体制を維持することなどを内容とする「有明フェリー中期目標」を策定し、船舶の更新計画等に取り組んできているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に収支が悪化し、10期連続の黒字から赤字に転落した。令和3年度も営業損益が大幅な赤字となるなど、依然としてコロナ禍前の状況まで回復しておらず、今後の収支見通しが不透明な中で、船舶の更新や退職者の補充ができていない状況にある。

「有明フェリー中期目標」については、令和3年度に計画期間が終了したが、航送船事業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の動向、今後の急速な人口減少や保有する船舶の老朽化など厳しさを増す懸念がある。

このような状況の中でも、将来にわたり安定的な事業を継続するためには、経営の指針となるべき中長期的な経営計画を策定し計画的な経営を行うことが求められる。しかしながら、令和3年度からこれまでに於いて、令和4年度以降の経営計画の策定が進められておらず、今後を見据え、長崎・熊本両県ともさらに緊密に協議を行い、経営計画の策定等を進めるよう努められたい。

(2) 監査意見に対して講じた措置

ア 令和3年度においては、前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動が抑制され、コロナ前に比べ輸送実績は約3割の減少となりました。

このような状況の中、令和4年9月23日の西九州新幹線開業に合わせて、島原鉄道株式会社と当組合が連携した「雲仙・有明スローラインきっぷ」を発売し、新幹線利用者等への誘客に努めました。

また、国による交通インバウンド対策支援の「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を活用して、多比良港と長洲港ターミナルトイレを温水洗浄機能付便座へ改修し、利用者へのサービス向上に努めました。

今後も、感染防止対策を徹底し、ポストコロナ社会における観光需要の高まりを見据え、引き続き関係

団体や旅行者と連携し、誘客推進に努めてまいります。

イ 管理部門の人材育成については、今後も外部研修への参加の機会を設け、人材育成に努めてまいります。

ウ 当組合においては、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送台数の減少と、原油価格の高騰による船舶燃料費の上昇など、今後の輸送台数の回復傾向を考慮しても、収支において厳しい状況が続くものと予想しており、また、物価高や人件費の上昇、船舶等施設の維持費の増加に備えるため、長崎・熊本両県や関係機関と協議を行い、令和5年度から運賃改定を実施することで安定した収入の確保を行うこととしました。

なお、懸案事項の一つである老朽船舶の更新については、今後の輸送台数の回復を注視しながら判断したいと考えており、経営の指針となるべき中長期的な経営計画の策定については、今回の運賃改定による収支状況と船舶更新等を踏まえた上で早期の策定に努めてまいります。

2 是正・改善を検討すべき事項

(1) 是正・改善を検討すべき事項

ア 積載している車両の物損事故について
積載している車両の事故が4件発生している。
積載する車両の安全管理に万全を期すこと。

(2) 是正・改善を検討すべき事項に対して講じた措置

ア 積載している車両の物損事故について
積載車両損傷の主な原因は、低床車両乗船時、潮位が低い時間帯に可動橋施設と船舶後部を接続した時に生じる段差に段差解消マットを敷設しなかったことにより、車両底部と船舶甲板との接触が起こったことによるものです。常に段差解消マットを1枚敷設していますが、干潮時や低床車両乗船時には段差解消マットを追加する等、段差解消措置を徹底します。

これまで接触事故防止の対応として、常連の貨物運送業者に対しては、干潮の時間帯を事前に周知し別時間帯の乗船を案内し、また、料金所に来られた低床車に対しては、車体接触の可能性のあることを伝え、潮位が高くなるまで待っていただくか、接触の危険性が高い場合は乗船をお断りするなどの対応を行っているところです。

また、接触事故の危険性を軽減させるため、長崎県島原振興局に多比良公共可動橋施設の改修を要望し、今年度改修工事が実施され、接触事故の危険性が軽減しました。

なお、バイクの転倒防止については、積載時の固縛装置を片側だけでなく、必ず車体両側から固定することを徹底します。

今後も、利用者へ安心して利用していただけるよう安全管理の徹底に努めてまいります。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二二
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏
プリン
弥ト